

## 議案第 71 号

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について  
甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項の規定において準用する地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 4 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

### (給与)

第 2 条 前条の給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、初任給調整手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）をいい、同項第 1 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」をいう。）にあっては、報酬、費用弁償及び期末手当をいう。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の種類は、勤務時間による勤務に対する基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、初任給調整手当、宿

日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び災害派遣手当に相当する報酬をいう。

- 3 給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。
- 4 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。
- 5 休職中の職員に対しては、いかなる給与も支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号。以下「給与条例」という。）及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年3月条例第1号。以下「技能労務職員給与条例」という。）に基づく給料表を準用し、別表第1に定める会計年度任用職員給料表（以下「給料表」という。）に掲げる職種に応じて適用する。

- 2 給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に応じて、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる級別基準職務表によるものとする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定による基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除く。以下同じ。）が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給等)

第6条 給与条例第12条から第14条まで及び第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 給与条例第24条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準

用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 給与条例第25条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 給与条例第28条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第10条 給与条例第29条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「おいて正規の勤務時間」とあるのは「おいて当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第11条 給与条例第30条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第12条 給与条例第33条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理)

第13条 第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額、第9条の規定により準用する給与条例第28条、第10条の規定により準用する給与条例第29条及び前条の規定により準用する給与条例第33条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算出する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円

未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて計算するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第14条 給与条例第48条から第48条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第48条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。)を同じくするものに限る。次項及び第28条において同じ。)の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員を第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、甲府市職員特殊勤務手当支給規則(昭和38年10月規則第49号。以下「特殊勤務手当支給規則」という。)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)

第16条 給与条例第9条第1項第2号の医療職給料表(1)の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職で、新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第49条の2第1項に規定する額の範囲内で、規則で定める額を初任給調整手当として支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の

支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の災害派遣手当)

第17条 給与条例第36条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る旅費)

第18条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、甲府市職員旅費支給条例(昭和30年3月条例第16号。以下「旅費支給条例」という。)の定めるところにより、旅費を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 給与条例第34条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第20条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第21条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月条例第29号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

- 2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額(時間を単位とする額をいう。以下同じ。)で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、職務を遂行する上で必要となる知識、技術及びその他の事情を考慮した上で、第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第22条 パートタイム会計年度任用職員には、第7条で規定する地域手当に相当する額を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第23条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間又は割り振られた1週間の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの項の規定の適用については、「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後

10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の125）」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第24条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）

第25条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第30条に定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第26条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第33条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第27条 第34条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額並びに第23条、第24条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて計算するものとする。

（パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当）

第28条 給与条例第48条から第48条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間の勤務時間が15時間30分未満で

ある者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第48条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第21条及び第22条の報酬に限る。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第29条 特殊勤務手当支給規則の別表に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当支給規則に定める額を特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第30条 給与条例第9条第1項第2号の医療職給料表(1)の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職で、新たに採用された職員には、給与条例第49条の2第1項に規定する額の範囲内で、規則で定める額を初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当に相当する報酬を支給される職員の範囲、支給期間及び支給額その他支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の災害派遣に係る報酬)

第31条 給与条例第36条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第32条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第33条 第23条、第24条、第26条及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第21条第1項の規定により計算して得た基本報酬に規則で定める額を加算した額に1.2を乗じて得た額を、当該会計年度の現日数から週休日又は勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を7からその者の1週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第21条第2項の規定により計算して得た基本報酬に規則で定める額を加算した額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第21条第3項の規定により計算して得た基本報酬に規

則で定める額を加算した額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第34条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(給与からの控除)

第35条 給与条例第50条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第36条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職として任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第37条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第25条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第25条第2項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第38条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、旅費支給条例の例による。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 会計年度任用職員給料表

職 種	職務の級	適用となる号給の範囲	給与条例及び技能労務職員給与条例に基づく給料表
一般行政職（事務職、技術職）	1 級	1 号給から 3 9 号給まで	行政職給料表
医療職（医師）	1 級	1 号給から 1 7 号給まで	医療職給料表（1）
医療職（保健師、助産師、看護師以外）	2 級	1 号給から 3 1 号給まで	医療職給料表（2）
医療職（保健師、助産師、看護師）	1 級	1 号給から 7 号給まで	医療職給料表（3）
	2 級	1 号給から 1 5 号給まで	
技能労務職	1 級	1 号給から 3 2 号給まで	技能労務職給料表
	2 級	1 号給から 4 3 号給まで	

別表第2（第4条関係） 級別基準職務表

職 種	職務の級	基準となる職務
一般行政職（事務職、技術職）	1 級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 図書館司書の職務 3 保育士の職務 4 社会福祉士の職務 5 その他これに準ずる職務（他の職種の適用を受けないものを含む。）
医療職（医師）	1 級	医師の職務
医療職（保健師、助産師、看護師以外）	2 級	保健師、助産師、看護師以外の医療技術職の職務
医療職（保健師、助産師、看護師）	1 級	准看護師の職務
	2 級	1 保健師の職務 2 助産師の職務 3 看護師の職務
技能労務職	1 級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 ごみ収集、処理業務を行う職務
	2 級	斎場作業員の職務

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。